

# 『労務相談会』のお知らせ

経営、労務管理面での困りごとはこれでスッキリ！

働き方改革（長時間労働の是正、公正な待遇の確保）における就業規則などの社規程の作成から助成金の活用等まで、様々な問題のご相談に社会保険労務士が応じます。

◆相談日 令和4年 10月20日・11月17日・12月15日  
令和5年 1月19日・2月16日・3月16日  
※毎月第3木曜日に行ないます。※事前予約制

◆場 所 会津若松商工会議所内 相談室

◆時 間 13時～16時30分

福島県働き方改革推進支援センターの社会保険労務士が相談を担当します。

例えば・・・

- 社会・労働保険に加入したい
- 就業規則などの社規程を作成したい
- 非正規社員の雇用管理を教えてほしい
- 社員の退職や解雇した場合の手続きなどがわからない
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金をもっと活用したい 等

お気軽にご相談  
ください。

## お問合せ先

福島県働き方改革推進支援センター（福島県社会保険労務士会内）TEL：0120-541-516

主催：福島県働き方改革推進支援センター 共催：会津若松商工会議所中小企業相談所

## 申 込 書

会津若松商工会議所 経営サービス部 行

FAX 0242-27-1207

会社名等	個別相談予約（ご予約される場合は希望時間に○をつけてください）			
	月	日（木）	13:00	14:00 15:00 16:00
役 職 氏 名	TEL			
住 所	〒			
（相談内容）				